

伊賀市太陽光発電設備設置に関する指導要綱

平成 28 年 3 月 15 日

伊賀市告示第 27 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内における太陽光発電設備の設置に関し必要な事項を定め、設置区域周辺の雨水及び土砂の流出等による環境負荷を軽減し、農地、自然環境、生活環境等の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電設備 太陽光を電気に変換する設備であって、土地に自立して設置するものをいう。
- (2) 設置行為 発電設備の設置に関する事業を行うことをいう。
- (3) 設置行為者 前号の事業を行う者をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この要綱は、市内における設置行為で、土地の面積が 1, 0 0 0 平方メートル以上のもの（以下「対象行為」という。）について適用する。ただし、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）その他雨水及び土砂流出への対応に関する規定のある法令の適用を受けるものは、次条、第 6 条及び第 9 条の規定を除き、この要綱の規定は適用しない。

- 2 同一の設置行為者が、既に発電設備が設置されている土地又は設置行為中の土地に隣接して設置行為をしようとする場合は、これらを一つの設置行為とみなして前項の規定を適用する。

(設置行為者の責務)

第 4 条 設置行為者は、対象行為をしようとするときは、周辺の農地の環境、自然環境及び生活環境に充分配慮し、地域住民や近隣関係者との良好な関係を損なわないように努めるものとする。

(事前協議)

第 5 条 設置行為者は、土地の面積が 5, 0 0 0 平方メートル以上の設置行為をしようとするときは、事業計画、雨水排水対策等について事前に市長と協議するものとする。

(地元等への説明)

第6条 設置行為者は、対象行為をしようとするときは、事業計画、工事施工方法等について、地元及び近隣関係者等に説明を行い、理解を得るよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第7条 市長は、第5条の規定による事前協議において必要と認めるときは、設置行為者に対し、雨水及び土砂等の流出対策等について適切な措置をとるよう指導及び助言を行うものとする。

(対象行為の届出)

第8条 設置行為者は、対象行為をしようとするときは、対象行為に着手する日の30日前までに太陽光発電設備設置に関する届出書(様式第1号)必要な書類を添付して市長に届け出るものとする。

(他法令への適合)

第9条 設置行為者は、対象行為をしようとするときは、この要綱のほか、砂防法、森林法、農地法(昭和27年法律第229号)、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)、景観法(平成16年法律第110号)、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)その他法令に基づく手続きについて、事前に各法令所管庁に確認を行うものとする。

(工事に係る調査及び指導)

第10条 市長は、対象行為に係る工事について必要があると認めるときは、その施工状況を調査し、設置行為者に対して必要な指導を行うものとする。

(着手、完了等)

第11条 設置行為者は、対象行為の着手、完了、中止又は再開しようとするときは、太陽光発電設備設置に関する工事(着手・完了・中止・再開)届出書(様式第2号)に必要な書類を添付し市長に届け出るものとする。

2 設置行為者は、届出の内容に重大な変更が生じたとき、又は対象行為の廃止をしようとするときは、市長と協議するとともに、変更又は廃止について、太陽光発電設備設置に関する(変更・廃止)届出書(様式第3号)に必要な書類を添付し市長に届け出るものとする。

(所管部署)

第12条 この要綱による事務処理は、建設部企画管理課が行うものとし、詳細の協議、

調査及び指導については、各所管課等において行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。